

○ 太田市外三町広域清掃組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例

令和 2 年 3 月 2 3 日  
条 例 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、同法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 前条の勤務時間、休日及び休暇に関しては、太田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年太田市条例第 2 6 号）の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。